特殊詐欺対策装置購入補助業務〔予算額 2,730千円〕 高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助業務〔予算額 754千円〕 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助業務〔予算額 2,000千円〕

市民安全部防犯交通安全課 生活安心係(23-6015) 交通安全係(23-6277)

財源内訳

県支出金 2,000千円、一般財源 3,484千円

支出内訳

2款2項2目 安全安心推進費/◇特殊詐欺対策装置購入補助業務:特殊詐欺対策装置購入費補助金 2,730千円

8款2項2目 交通安全推進費/◇高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助業務:高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金 754千円

◇自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助業務:自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金 2,000千円

特殊詐欺対策装置購入補助業務

通話録音装置等の購入を補助し機器設置の促進をすることで、特殊詐欺被害の未然防止を図ります。



【対象者】

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯員
- ・上記以外で、日中はいつも65歳以上の高齢者だけとなる世帯の高齢者

【対象機器】

- ·通話録音装置
- ·着信拒否装置
- ・通話内容を録音する機能又は迷惑電話の着信を 拒否する機能を内蔵する固定電話機

【補助内容】

対象機器購入費の2分の1(上限7,000円)

高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助業務

ペダル踏み間違いによる交通事故の防止や被害を軽減する後付け安全運転支援装置の普及を図ります。

【対象者】

65歳以上の運転免許保有者

【対象装置】

国の性能認定制度で認定された後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

【補助内容】

安全運転支援装置設置及び購入費の2分の1

(上限 障害物検知機能付33,000円)

(上限 障害物検知機能なし16,000円)

自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助業務

自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車利用 時における交通事故による頭部損傷の軽減を図ります。

【対象者】

7~18歳の児童・生徒等、65歳以上の高齢者

【対象製品】

安全性の認証を受けた自転車乗車用ヘルメット

【補助内容】

ヘルメット購入費の2分の1(上限2,000円)

